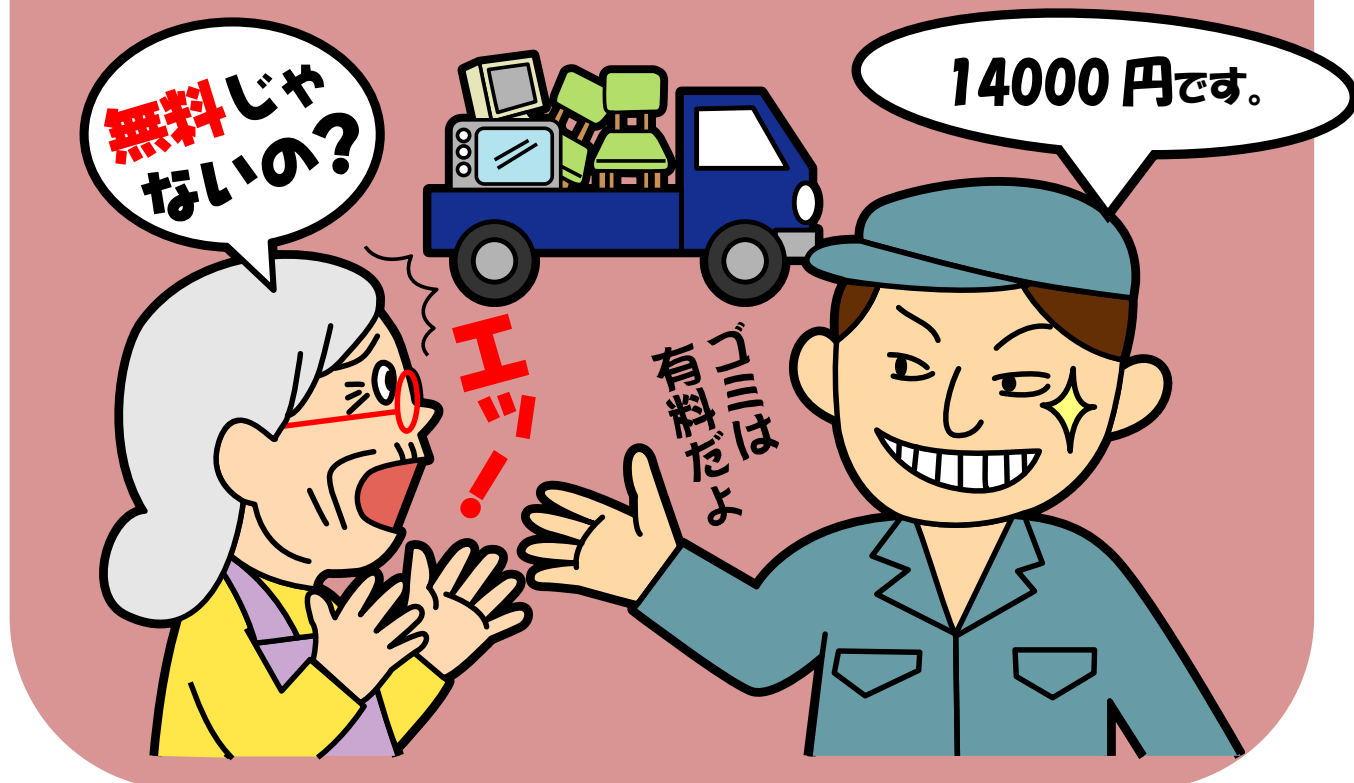


みまもり通信 その16 <平成22年8月号>

「不用品を無料で回収しています」と、車が近所を回っていたので..



呼びとめて「パソコン・テレビ・食卓イスを持って行って」と荷台に積み込んだ。積み終わると「ゴミは有料なんだよ！」と強く言い返された。お金は支払ったが納得いかないと、相談が入っています。

契約の条件にうそがある場合は取り消しが出来ます。しかし、支払った後に解約交渉しようとしても、領収証などがなく、業者を特定することが出来ない場合が多いです。

不用品の処分については、ゴミ処理のルールにのっとって、処分するのが、トラブルを避けることになります。お困りのときは、

札幌市消費者センター(728-2121)にご相談ください。